

関 係 各 位

一般社団法人 山口県観光連盟
 おいでませ山口観光キャンペーン推進協議会

「13府県ふっこう周遊割」の事業期間の延長について（依頼）

当協議会の取組につきまして、平素から格別の御配慮をいただき、厚くお礼申し上げます。
 このたび、宿泊補助制度「13府県ふっこう周遊割」の事業期間の延長が県から発表されました。

つきましては、制度の趣旨を御理解の上、積極的な活用と、所管される観光関係事業者への周知に御協力くださいますようお願いいたします。

記

1 実施期間の延長

- 変更前：平成30年8月31日（金）～平成30年11月30日（金）
- 変更後：平成30年8月31日（金）～平成31年1月31日（木）

2 制度の概要（変更なし）

区分	【A】8/31～9/30宿泊分 (8/28以降予約分)	【B】10/1～11/30宿泊分 (9/21以降予約分)
対象地域	災害救助法適用地域となった 11府県* ※対象府県…岐阜、京都（京都市を除く）、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、山口、愛媛、高知、福岡	災害救助法適用地域となった 11府県*及び徳島県・香川県 ※対象府県…岐阜、京都（京都市を除く）、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡
事業内容 (周遊旅行の促進)	災害救助法適用地域となった 11府県のうち2府県以上で 2泊以上連続して宿泊した場合、山口県内の宿泊施設における宿泊料金の一部を支援	災害救助法適用地域となった 11府県及び徳島・香川県で2泊以上連続して宿泊した場合、山口県内の宿泊施設における宿泊料金の一部を支援
補助上限額	4,000円/人・泊	

※ 他府県での宿泊分については、それぞれの府県から4,000円/人・泊（岡山、広島、愛媛については6,000円/人・泊）を支援

3 事業期間

平成30年8月31日（金）～平成31年1月31日（木）

8/31～9/30 宿泊分(8/28以降予約分) ⇒ 上表【A】を適用

10/1～1/31 宿泊分(9/21以降予約分) ⇒ 上表【B】を適用

4 問合せ先

「13府県ふっこう周遊割」山口県事務局（岡山市北区表町1-7-36JTБ 岡山ビル4階）
 TEL 086-232-6520 FAX 086-232-1220 Mail yamaguchi_fukkou@jtb.com
 URL <https://fukkou-shuyu.jp/yamaguchi.html>

一般社団法人 山口県観光連盟
 事務局長 村田
 TEL：083-924-0462